

令和元年7月31日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会長 堰八 義博

「令和元年度 国際相互送客促進事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1.委託事業名

令和元年度 国際相互送客促進事業

2.業務委託期間

契約締結日 ～ 令和2年3月19日（木）

3.業務委託内容

- (1) 航空会社と連携したウェブプロモーションの実施
- (2) 国際旅行博への出展
- (3) 北海道観光セミナーの開催
- (4) 事業実施内容の効果測定、報告物の作成
- (5) 上記以外で更なる広告宣伝や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施他

4.事業説明会の実施

出席希望者は別紙にご記入の上、メールにてお申込みください

日時 令和元年8月6日（火）16:00 ～ 17:00

場所 北海道観光振興機構 1F 会議室

5.スケジュール

業務スケジュール

- 7月31日（水）：公示・観光機構 HP に掲載
  - 8月 6日（火）：事業説明会
  - 8月15日（木）：企画提案参加表明
  - 8月22日（木）：企画提案の受付・受領期限
  - 8月26日（月）：企画提案の審査、委託事業者決定 ※予定
  - 8月下旬：契約締結・業務開始 ※予定
- ※日程については、変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

以上

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部 佐々木

TEL: 011-231-6736 e-mail: k\_sasaki@visithkd.or.jp

令和元年度 国際相互送客促進事業説明会参加申込書

送信期限 令和元年8月5日（月） 16:00まで

送付先 海外誘客部 担当 佐々木

E-mail k\_sasaki@visithkd.or.jp

貴社名			
連絡先			
	部署名	役職	氏名

# 「令和元年度 国際相互送客促進事業」 企画提案募集要領（企画提案指示書）

## 1. 目的

訪日外国人来道者数は、279万人（2017年度）と過去最高を記録する一方、北海道から海外への出国者数は、約33万人（2017年）とインバウンドの1割強にとどまっている。

（うち道内空港からの日本人出国者数は16万5千人：（出展）入国管理局出入国管理統計）

観光客500万人の達成には、現状よりさらに200万人以上の誘客が必要であり、そのためには既存のプロモーションに加え、インバウンド効果の大きい新規就航地でのプロモーションや、北海道からの送客などインバウンドとアウトバウンドとの不均衡を是正し、インとアウト相互に送客する取組を展開していく必要がある。

市場として更なる成長が期待される北欧や豪州、中国などの新規路線就航地等と連携し、共同広告の掲載などの相互送客に向けた取組を実施し、更なる誘客を図る。

## 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

## 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

(1) 次のいずれかの者であること。

ただし、コンソーシアムの場合には、別紙 協定書を提出する事。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

\* 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

## 5. 委託事業費（上限） 19,000,000円（消費税込み）

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和2年3月19日（木）

(2) 業務スケジュール：

7月31日（水）：公示・観光機構 HP に掲載

8月6日（火）：事業説明会

8月15日（木）：企画提案参加表明

8月22日（木）：企画提案の受付・受領期限

8月26日（月）：企画提案の審査、委託事業者決定 ※予定

8月下旬：契約締結・業務開始 ※予定

(3) 業務完了日

令和2年3月19日（木）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

## 7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 航空会社と連携したウェブプロモーションの実施

① 北海道と就航地とのインバウンド、アウトバウンドの相互交流を促進するため、航空会社と連携し航空会社のウェブサイトには北海道観光バナー及び北海道からの就航地への送客に向けたバナー掲載について、航空会社側と調整し掲載する。バナーはランディングページに誘導することとし、ランディングページ内容について提案すること。なお、航空会社ウェブサイトには北海道ページを作成できる場合はバナー及びランディングページは不要。（掲載期間11月から4週間以上）

②調整を図る航空会社は以下のとおりである。

受託決定後、観光機構から各航空会社の窓口を紹介する。

(対象航空会社)

- ・フィンランド航空
- ・スクート
- ・香港航空
- ・エアアジア
- ・ウラル航空

※連携のため各航空会社に支払う費用は1社あたり100万円を上限とする。

③道内コンテンツの提供

観光機構の有する動画や観光地の写真などを航空会社側へ提供する。

④ランディングページの作成

【インバウンド向け】北海道観光を紹介するランディングページ(英語及びロシア語)を作成する。

【アウトバウンド向け】各航空会社の仕向地(目的地)を紹介するランディングページ(日本語)を作成する。

⑤広告によるバナーページへの誘導

英語ページ及び日本語ページへ誘導するためのSNS広告

※1社20万円以上×5社

[留意事項]

- ・航空会社との調整にあたり、作成するランディングページはインバウンド(現地サイト)、アウトバウンド(日本語サイト)双方のサイトに北海道ページのバナーを掲載することを条件とする。
- ・航空会社に支払う上限額は100万円とするが(100万円×5社)、航空会社と調整しバナー掲載に加えて搭乗率向上に向けたキャンペーン実施のノベルティ等の経費に充てることも可。
- ・北海道民の渡航を促すアウトバウンドサイト(航空会社の日本語サイト)のバナーは「北海道から海外へ」といった渡航意欲を促す表記とし、現地政府観光局ウェブサイトへのリンクも可。
- ・航空会社と連携し、SNSなどを活用し、バナーからのリンク先ページに誘導させる取り組みを行う。(広告掲載費用は1社あたり20万円以上×5社)

(2) 国際旅行博への出展

スキーやアドベンチャータラベル含めた北海道の認知度向上を図る。また、フィンエアー新千歳空港線冬季就航についてもPRする。

(フィンランド)

MATKA2020 ヘルシンキ

時期：2020年1月17～19日

(業務内容)

- ①ブース出展にかかる企画、運営(出展は1ブース)
- ②ブース運営にかかる必要な各種備品の手配
- ③配布資料等の送付
- ④通訳の手配
- ⑤北海道側参加者のとりまとめ
- ⑥アンケート作成、実施、集計、分析

(3) 北海道観光セミナーの開催

北海道の情報発信と、業界関係者とのコネクションを築くことを目的とした業界関係者向けのセミナーを開催する。

セミナー時間は正味2時間とし、日程確定後、道や観光機構から案内し、北海道側参加者がある場合は、調整すること。日程や内容は観光機構と協議しながら決定すること。

・開催都市と開催時期

①ウラジオストク

日 程：2019年9月下旬

内 容：北海道観光情報(一般)、ウラル航空担当者による新千歳線の紹介

対象者：旅行会社及び現地メディア(B to B)

②成都及び上海

・成都

日 程：2019年10月もしくは11月

内 容：北海道観光情報（一般並びにスキー）  
対象者：旅行会社及び現地メディア（B t o B）  
・上海

日 程：2019年10月もしくは11月

内 容：北海道観光情報（一般並びにスキー）及びプロガー等とのトークセッション

対象者：フォロワー等（B t o C）

※成都、上海は連続日程とすること

③ストックホルム

日 程：2019年10月22日

内 容：北海道観光情報（一般並びにスキー）、フィンランド航空担当者による新千歳線の紹介

対象者：旅行会社及び現地メディア（B t o B）

④シドニー

日 程：2019年12月もしくは2020年1月

内 容：北海道観光情報（一般並びにスキー）、カンタス航空新千歳線の紹介

対象者：旅行会社及び現地メディア（B t o B）

⑤ヘルシンキ

日 程：2020年1月

内 容：北海道観光情報（一般並びにスキー）フィンランド航空新千歳線の紹介

対象者：旅行会社及び現地メディア（B t o B）

※ヘルシンキは、(2)国際旅行博と連動して実施すること。

(手配内容)

ア) 対象者への募集案内、集客管理、最終確認

※想定旅行会社数：各セミナー20社以上、B t o Cについては100名以上

イ) 通訳派遣

※セミナープレゼンテーションは、通訳者が行うため北海道観光に精通したものが好ましい

ウ) プレゼンテーション用のパワーポイント作成

内容は各市場に対応したものとすること。

※ウラジオストク（言語：ロシア語 テーマ：北海道観光）

※成都及び上海（言語：簡体字 テーマ：北海道観光、スキー）

※ストックホルム、シドニー及びヘルシンキ（言語：英語 テーマ：北海道観光、スキー）

エ) 会場手配、セミナー運営に必要な備品等の手配

※会場は参加者が来場しやすいよう立地を考慮する

オ) セミナー参加者への記念品

(4) その他

上記(1)～(3)の業務の他に、委託上限額の範囲内で、対象市場からの誘客に効果的と思われる企画を提案することも可とする。

(5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成

- ・プロモーションの集客目標や広告換算等、当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。
- ・事業の取り組み内容に応じた成果（広告費用換算、メディア露出、ウェブサイトPV数等）を具体的な数値で整理、検証し、成果、課題、提言等により報告書を作成すること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：令和元年8月15日（木） 午後4時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部  
(担当：佐々木) E-mail：k\_sasaki@visithkd.or.jp

(3) 表明方法 Eメールにて参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとすること。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

### (3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制を具体的に記載すること。  
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

### (4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### (5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

事業受託者職員の人件費を見積書に明記すること

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

① 旅行博出展に関する必要経費（出展費、装飾費、資料送付費、通訳費等）

② セミナー開催に関する必要経費（会場費、通訳費、プレゼン資料作成費、備品等）

## 10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部  
(担当：佐々木)

(3) 提出期限 令和元年8月22日（木） 午後4時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

## 12. 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。

(3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

## 13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

各訪問地域の特性を的確に捉え、認知度アップ、来道促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

一般消費者向けPR実績、旅行会社や航空会社との協力関係構築、旅行博の実績、北海道の情報発信を行うノウハウがあり、業務を遂行する能力があると判断できるか。

## 14. 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

(5) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意

すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 15. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

## コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和元年度 国際相互送客促進事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和元年度 国際相互送客促進事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。



(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業 \_\_\_\_\_ 外 社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ

構成員 (所在地)  
(名称)

(代表者)

Ⓜ